

◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取ることのないようお願いいたします。

もちろんそこも改正すると同時に、今おっしゃった戸籍法四十九条第二項第一号後半部分を削除する旨の戸籍法改正案を準備していたことは事実でございます。

しかしながら、その後、与党内の審査におきまして、民法九百条第四号ただし書き前半部分については、最高裁の違憲判断を受けたことから、違憲状態は早期に是正する必要があるのに対して、戸籍法第四十九条第二項第一号後半部分については、違憲判断を経たわけではないので、民法とともに改正するほどの緊急性に乏しいという御議論、判断がありました。

これを踏まえまして、政府としても、戸籍法改正案については国会への提出を見送った、こういう経緯でござります。

○階委員 今大臣おっしゃったとおり、九月二十六日の最高裁判決で、先ほどの戸籍法の規定は違憲ではないという判断が示されたわけですね。でも、その示された後も、政府としては戸籍法の改正を盛り込んだ状態がしばらくあつたと思うんですけども、なぜ、当初案では、最高裁が合憲だという判断が出された後も戸籍法の改正を入れていたのかということをお伺いします。

○谷垣国務大臣 九月二十六日の最高裁判決がございまして、今委員がおっしゃったように、戸籍

法の四十九条第二項第一号後半部分、これは憲法違反ではないという判決、判示があつたことは承知しております。

この四十九条二項の規定、これは、民法上、嫡出子と嫡出でない子がある、こういう区別がござることです。

います。民法では、婚姻から生まれた子は嫡出子であり、そうでないものは非嫡出子だという立て方をしておりますので、それを戸籍に反映させる必要がある。そういうことから、戸籍窓口において、出生届に基づいて戸籍の記載をするに当たつての事務処理上の便宜に資するものとして、これは記載事項と定められたものだと承知しております。

しかし、嫡出または嫡出子でない子の別は戸籍に直接記載されるものではありません。その上に、九月二十六日の最高裁判決も指摘しておりますが、子の母の戸籍簿を確認すれば嫡出子、非嫡出子というのは容易に判明するわけでございますから、出生届書の記載事項とすることは事務処理上不可欠の要請とまでは言えないという面がございました。

それで、今般、民法九百条第四号ただし書きの規定が改正されまして、民法上の嫡出子と嫡出でない子との間の区別のうち、これはいろいろ幾つかございますが、最も重要なものがつまり相続分ですね。最も重要なものが解消されることになると、あえて嫡出あるいは非嫡出ということを記載させる必要性は相当乏しくなる、こういうことから、戸籍法の改正案を準備していたということです。

○階委員 今大臣がおっしゃったように、戸籍

法の四十九条第二項第一号後半部分、これは憲法違反ではないという判決、判示があつたことは承知しております。

この四十九条二項の規定、これは、民法上、嫡出子と嫡出でない子がある、こういう区別がござることです。

私どもの政権のときに、平成二十二年に法務省

○江崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 民主党の階です。きょうもよろしくお願ひいたします。

今回の法改正なんですが、民法の改正ということがなっていますけれども、当初、政府では、戸籍法の改正も含んでいたと思います。具体的には、四十九条二項一号に、出生届には云々かんぬんとありますし、嫡出子または嫡出でない子の別を記載しなければならないという規定があります。これがを廃止することも含んでいたと思つておるんですが、なぜこれを見送ったのか。大臣、御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 今、階委員が指摘されましたように、九月四日、最高裁の決定が出まして、いわゆる九百条第四号ただし書き前半部分は違憲であるという決定が出ました。それを受けまして、も

から通知が出されまして、このあたりは、お手元にお配りしている資料の二ページぐらいに書いてあります。手書きのページ番号を振っています。二ページの下の方に書いておりますけれども、平成二十二年三月二十四日付通知ということがあります。①として「届書に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載するよう補正を求める」がこれに応じない場合には、届書の「その他」欄に子の別を記載することを届け出人に義務づけることとして、戸籍の「事務処理上不可欠の要請としまではいえない」という判示があつたわけですね。

法による補正を求め、「届出人がその補正の求めに応じない場合においても、届書、添付書類及び戸籍簿の記載との対照等によって補正すべき内容を認定することができるときは、当該届書の付せん又は余白に認定した内容を明らかにした上で、当該届出を受理する」というような扱いにしたわけですね。

ですから、法令上は、出生届には嫡出か嫡出でないかということを書くようにというふうに要請しています、いわば必要な記載事項なんですか。でも、事実上は、既に、任意的記載事項といいますか、書いても書かなくても受理するというふうになつてきているわけです。

したがつて、今の通知、若干迂遠な手続といいますか、まずは補正を求めるというような手続が入っていますけれども、そういう迂遠な手続を経ることなく、もうストレートに受理できるように法改正をした方がいいのではないかと考えております。

この点、先ほどおつしやつしたことからすると法改正ということも十分理由があると思うわけでございます。

ざいますから、ぜひ法改正をお願いしたいのですが、いま一度大臣から御所見をお願いします。

○谷垣国務大臣 九月二十六日の最高裁判決では、戸籍法の規定によって出生届書に嫡出子、非嫡出子の別を記載することを届け出人に義務づけることについて、戸籍の「事務処理上不可欠の要請としまではいえない」というくだりがございません。そのままではいえない」という判示があつたわけですね。

また、平成二十二年、民主党政権時代、法務大臣は千葉景子法務大臣でいらしたと思いますが、この通知で、戸籍法第四十九条第二項第一号後半部分の規定によつて、嫡出子または嫡出でない子の別が出生届書の記載事項とされていることから、これが記載されていない場合には、先ほどおつしやいましたように、届け出人に対してまず補正を求めるべきこととした上で、届け出人が補正に応じない場合に限つて、戸籍窓口において戸籍簿の記載等から嫡出子であるか否かを認定することにより出生届を受理する取り扱いを通知したものというふうに理解しております。

今、階委員は、これがもう実際上は任意的記載事項になつてきているという認識を示されました。これは、平成二十二年の通知でも任意的に記載すればよいとされているわけではなくて、やはり最後はきちんと補正によって認定する必要がある、これは必要な記載事項であるから補正によつて認定する必要がある、こういうふうにされているわけござります。

そこで、政府におきましては、戸籍法の改正案を検討したのは事実でございますが、与党審査の結果を受けて、今国会への提出は見送つたところでございまして、引き続き、この二十二年通知に基づきまして戸籍事務を処理していくこうと考えております。

○階委員 私としましては、先ほど大臣が引用されたこの判決文の「市町村長の事務処理上不可欠の要請とまではいえない」というくだりがございました。その後に、「少なくともその事務処理の便宜に資するものであることは否定し難く、およそ合理性を欠くものということはできない」というのが最高裁判決の文言です。

ただ、事務処理の便宜に資するものかどうかといたところ、今の段階では、先ほど、法務省でも通知が出ておりまして、戸籍簿の記載などでも認定できるということですから、果たして事務処理の便宜に資する場合はあるのか。特に、今回もし民法が改正されると、戸籍簿に記載する最大の理由とも言っていた婚外子の相続差別規定がなくなるわけですから、余計に事務処理の便宜に資すると言える場合は少ないのではないかと思つていています。

これは参考人からで結構ですが、何が民法改正の後でも事務処理の便宜に資するのかということを説明していただけますか。

○深山政府参考人 戸籍法におきまして、嫡出子は父母の戸籍に入つて、嫡出でない子は母の戸籍に入つて、ということは御案内とのおりですけれども、戸籍届け出書の実際の審査を考えてみると、出生届の提出を受けた戸籍の窓口の担当者においては、現在では、嫡出子または嫡出でない子の別の欄の記載をまず見て、届け出人の届け出内容につ

いて一応の把握をした上で、関連する戸籍簿の記載を対照して審査をいたします。

例えば、嫡出子として記載がされていれば、子の父母の戸籍を特定した上で、その戸籍の記載から父母の婚姻の有無を調べることによって届け出書に嫡出子と記載されていることの正確性を確認する。これに対して、嫡出でない子と記載されれば、子の母の戸籍を特定して同様の確認をすることになります。

このようにして確認した結果が届け出書の記載内容と合致している場合には、届け出書が受理されることになるのに対しまして、そこが合致していない場合には、届け出人に補正を促すことになります。つまり、嫡・非嫡のところのチェックが間違っていますよ、補正してくださいという補正を促すことになります。その結果、審査担当者の認定の結論が、受理された場合には、受理された届け出書または嫡出でない子の別の欄の記載において明示されることになります。

戸籍の窓口で出生届け出書が受理されますと、今度は、記載担当者がこれを記載する、今、コンピューターの場合は入力するということになります。これは別の人であることも少なくありません。

先ほど述べたとおり、出生届け出書に嫡出または嫡出でない子の別の記載があつて、これが受理まで行っているということは、審査の結果、その記載が正確であることが確認された状態になつておりますので、戸籍の記載をする担当職員の方は、この記載を確認するだけで子をいすれの戸籍に入籍させるのかといふことが判断できるようになります。

ます。

以上、累々述べましたけれども、こういった実際の事務処理過程を考えますと、今回の民法改正によつて相続分の区別は解消されるということになりますても、引き続き、事務処理上の便宜は相応にはあると言つておられます。

○階委員 どちらにしても戸籍は見なくちゃいけないわけですね。だから、例えば、窓口で、このお子さんはお母さんの戸籍に入るんですか、それともお父さんの戸籍に入るんですかとか、そういう質問をすることでも同じ目的が達成されると思うんですが。私がもし非嫡出子の親だったとして、ここに記載するというのはかなり心理的な圧力があると思うんですね。

どちらにしろ戸籍を見るのであれば、そうやって直接お話しすることで同じ目的を達成できると思うんですが、それではまずいんですか。

○深山政府参考人 最高裁判所の九月二十六日の判決が、事務処理上不可欠ではないというのは、まさに言われたとおり、戸籍を見ることによつて嫡出であるかどうかは判断がつきますので、ですから、同じ目的を嫡出子と嫡出でない子の区別のチェック以外の方法で達成することは可能だというは御指摘のとおりです。

ただ、戸籍事務というのは、大量に来る、何度も何度もたくさんのものを処理するという類いの事務処理ですので、一定の欄があつて、そこで先ほど言つたような事務処理をすることによつて処理が円滑に進む面、一回一回について口頭でのやりとりをするということが、相応に事務が省ける

という点で合理性はある、その限度でですけれどもね。実態としてわからないことはないというのは御指摘のとおりなんですが、その限度で類型的にする事務であるから合理性があるという意味で、事務処理の便宜に資する面がある、こういうことかと思います。

○階委員 やはり局長も、一度は法改正しようと思つただけに、歯切れの悪い答弁だと思います。やはり素直に、別にこれを変えて何も影響ありませんと言つていただければ、もともと法改正しようとしたのは多分そういうことだつたと思うので、無理に、何かこじつけで事務処理の便宜に資すると言われても、全然びんとこないなというのがあります。

そこで、資料二というのをごらんになつてください。ページ番号でいきますと、手書きの九ページですね。

先ほど来申し上げている九月二十六日の最高裁判決とか、あるいは今回問題になつてゐる九月四日の最高裁決定を受けて、これは明石市というところで、「出生届における「嫡出子・嫡出でない子」の記載について」という通達ということであります。紙をつくつた。

ごらんいただきたいのは、三点目の「本市の対

応」ということで下線を引いている部分ですが、「さらに、出生届の嫡出子又は嫡出でない子の別を記載する部分を削除したものも用意し、従来の出生届とともにいすれの場合でも受理する対応を進めています。」ということで、いわば戸籍法改正を先取りしたような出生届をつくつたわけ

でございます。この例が十一ページです。

ところが、法務省の方がこの取り扱いを認めなかつたということなんですが、なぜこれを認めなかつたのかということを大臣から御説明いただけますか。

○谷垣国務大臣　今御指摘のように、兵庫県明石市長が、ことしの十月一日、嫡出子または嫡出でない子の別の記載欄を削除しました出生届書の様式を独自に用意されまして、今後、この様式による出生届も受理する旨を発表したことは御指摘のとおりでございます。

ただ、出生届書の様式は法務省令で定められておりまして、市区町村長が独自に出生届書の様式を定めることは許容されておりません。このため、ことしの十月三日でございますが、神戸地方法務局長が明石市長に対して、関係法令を遵守して、法務省令の定める出生届書の様式によって適正に事務を処理するよう、戸籍法の規定に基づいて指示をしたところでございます。

○階委員　このように、法務省では、通達を平成二十二年に出して、その欄について記載しなくてすけれども、出生届の様式自体の変更は認めていないということですから、やはり法改正の必要はあるんだと思つております。

法改正をしなければ、依然として、出生届の提出を届け出人がちゅうちょして、子供に不利益が生じる場合があり得るのではないか。実際に、この九月二十六日の判決では、記載をしたくなかったという親御さんの意思によつて、その子供が出

生から七年以上にわたつて戸籍に記載されず、住民票も作成されないという事態が生じたわけあります。

これは極めてリアなケースだとは思いますけれども、やはり、事ほどさように、この記載欄があることによって、心理的なプレッシャー、書きたくないという抵抗感が生まれるだけのメリットがあるデメリットと比較し得るだけのメリットがあれば別でされども、メリットというのは、先ほど局長からもお話があつたように、私らにとつてみると、ほんと取るに足らないようなものに思えるわけです、事務的な便宜とおつしやいましたけれども。

だとすれば、今回、当初政府でもそういう方針だったわけですが、戸籍法の改正ということを民法改正とあわせて行うべきだと思っております。この件に関して、最後にもう一度大臣からお考えを聞きたいと思います。

○谷垣国務大臣　階委員は、届け出人がこういう記載をしなければならないことによつてちゅうちよする、その結果、子に不利益が生じる、こういうふうにおつしやつたわけですが、平成二十二年の通知に基づく取り扱いは、補正ということをし、補正も何段階があるわけですが、補正で、それに応じていただけない場合は、先ほど民事局長が答弁をしたようなことで判定をしていくということでございますので、これは不利益を避けることができるものというふうに考えております。

それから、先ほどもお答えしましたが、二十二年通知に基づく取り扱いによつても、事実上、嫡

出または非嫡出という別を任意的記載事項として取り扱っているものではございませんし、事務処理上の混乱が生じているとも認識はしております。

ん。

ただ、出生届書に嫡出子または嫡出でない子の別を記載させることは事務処理上不可欠の要請とまでは言えないというようなことで、政府において戸籍法改正案を検討していた、これは先ほど申し上げたように事実でございます。しかし、先ほども申し上げたとおり、与党の審査において、民法と同時に改正するほどの緊急性が乏しいという判断でございましたので、政府としては、戸籍法改正案については提出を見送ったという経緯でございます。

○階委員　確かに、議院内閣制ですから、与党が反対と言えばなかなか日の目を見ることはないんですけども、ただ、この委員会では、我々野党から法案を提出することはできます。戸籍法の改正というのは、政府も考えていたぐらい私どもは合理性がある案だと思っておりますので、きょう、委員会の最後にでも、私どもの戸籍法の改正案というのも含んだ形の修正案というのを出させていただければと思っております。

そこで、法案本体といいますか、もともとの今前回の質疑で、土屋委員が大変御高説を述べられて、私も、一部感銘を受けつつ、大半はちよつと考へが違うなどというふうにお伺いしました。その中でも、冒頭おつしやつたことについて私は確

認させていただきたいんです。

土屋委員がそのときおっしゃったのは、今回の民法改正によつて具体的な利益を受けるのは不貞の子供なんだというふうにおっしゃいました。私はちよつと違うと思うんですが、局長の方から、この点、どういうことかということを御説明いただけますか。

○深山政府参考人 今回の民法改正で影響が生じますのは、相続人に嫡出子と嫡出でない子の両方がいる場合でございます。

具体的には、いろいろなケースがあると思いますけれども、例えば、法律婚の関係にある夫婦が子供をもうけ、その夫婦の一方が第三者との間でいわゆる不貞行為によつて子をさらにもうけた場合。それから、事実上の婚姻関係にある男女間で子供をもうけて、その関係が解消された後に、その男女の一方が第三者と法律上の婚姻をして子をさらにもうけた場合。さらには、法律婚の関係にある夫婦が子供をもうけ、離婚等によつてその婚姻関係が解消された後に、その夫婦の一方が第三者との間で事実上の婚姻関係となつてさらに子をもうけた場合などが考えられるところでございます。

○階委員 不貞の子というのは、多分、土屋委員は、不倫の結果生まれた子供を指していると思うんですね。今局長がお話しされたのは、事実婚で子供が生まれました、その後結婚して子供が生まれました、これでも嫡出子、非嫡出子が存在するわけですね。でも、不貞行為があつたとは言えないと思つうんです。だから、これは、不貞の子だけ

を守るのではなくて、そういう不貞の子以外の子供を守るという意味もあるんだということです。

実際に、この委員会でも、最高裁の方から提示された判決が、これは平成二十五年九月二十日付で「決定書の正本について」ということで、皆様のお手元に配られていると思うんですね。

実は、特別抗告を申し立てたのは私の地元盛岡の方なんですが、どういう事例であつたかというと、盛岡ではないんですが、この方が生まれた地域では、盛大な婚儀を行いながらも入籍をせずに生活を始めるという、被相続人が居住する地域のならわしがもとで、一度も婚姻したことがない被相続人の嫡出でない子となつたということだそうです。だから、これは不貞の子でも何でもないんですね。その後婚姻してまた子供が生まれたということです。

そういうケースもあるということで、まさに今申し上げたようなケースでは、これまでの法律のもとでは極めて不合理な差別が行われたということで、この点については、違憲判断がなかつたとしても、早急に是正する必要があつたと思います。

ちよつと過去の話になつてしまふわけですけれども、過去にそうすればよかつたということを話してもしようがないのかもしれません、この点について、大臣のお考へはいかがでしようか。

○谷垣国務大臣 今のような、不貞、私の名前にも貞という字が、しめすへんがついておりますが、ついておりまますので、余り不貞の子という言葉は使いたくないんですが、事実婚でも、別に不倫を親が働いたわけでなくとも子供ができる、それは

委員の御指摘のとおりで、まさに、その子に罪があるわけでも何でもない。ただ、そういう場合でも、さらに法律上の婚姻をすれば、そこからできた子とは相続分の差があります。それから、それが遺留分の差にもつながつていたということは事実でございます。

それで、法務省では、平成八年の法制審議会の答申がございまして、これを受けて、平成八年それから平成二十二年に、嫡出子、非嫡出子の相続分それから遺留分について、これを同等化しようという法案の提出に向けて準備をしておりました。私は、その当時、法務関係の仕事をしておりますので、十分当時の経緯に明るいわけではありませんが、その後、それを出さないで今日まで来ておりましたのは、我が国の家族のあり方に深くかかわる重要な問題であつて、いろいろな御意見があつた、国民の意識等にも十分配慮しながら対応すべき必要性がある、そういうことで改正法案の提出にまでは至らなかつた、こういうふうに認識しております。

○階委員 それから、土屋委員のお話を聞いていて、要は、土屋委員は不貞の子供に責任があると言つていいわけではないんですね。問題なのは、不貞行為だと。不貞行為が法律婚を危うくさせて、

から、そういう不貞行為を助長させるような法制度は好ましくないというような御趣旨だったと思つています。

それで、私は、不貞行為そのものがけしからぬというのであれば、別な立法措置もあり得るのでないか。例えば、戦後、男女平等ということで

廃止された姦通罪。姦通罪は、女性が姦通したとき、すなわち不倫行為をしたときだけ処罰されるということで、男女平等に反するということだつたと思うんですが、男子も不貞行為をすれば処罰されるということにすれば、男女平等の観点からは問題ないと思うんですね。

かつ、土屋委員が一生懸命主張される法律婚を守り、不貞の子には利益を与えないというようなことを考えると、究極的にはそういうこともあり得るのではないか。私としては、姦通罪を男女ともに認めるという方が、土屋委員を初めとして、自民党の先生方の問題意識にはストレートに応えるということだと思います。

ただ、空理空論、暴論ではしようがないので、実際にこういう議論があつたんだということを刑事局長の方から御説明いただけますか。

○稻田政府参考人 昭和二十二年の刑法改正において廃止される以前の姦通罪でござりますけれども、これは御指摘のとおり、妻の姦通行為のみを処罰の対象としておりました。

日本国憲法の施行に伴いまして、憲法十四条に基づき、これを改廃する必要が生じましたことから、内閣に置かれました臨時法制調査会でありますとか、当時司法省でございますが、その司法法制審議会の答申がなされまして、これに基づき、政府といしましては、姦通罪の廃止を内容とする刑法改正案を国会に提出したところであつたと承知しております。

この臨時法制調査会及び司法法制審議会における議論におきましても、姦通罪については、これ

を廃止すべきとする意見と、夫婦ともに姦通罪の対象とすべきとの双方の意見が示され、多数決の結果、これを廃止すべきとの意見が多数であつたと承知しております。

さらに、国会におきましても、姦通罪については、これを廃止するのではなく、夫婦ともに姦通罪の対象とすべきとの修正案が示されました。しましたが、姦通罪の廃止を含む刑法改正案が可決され、成立したものと承知しております。

○階委員 事前に調べたところだと、少数で姦通罪廃止が通つたということで、かなり男女ともに姦通罪を残すという意見もあつたというふうに伺っています。

これで質問を終わりますけれども、不貞行為とすることを問題にするのであれば、ぜひ与党の議員の皆様にはそういうことも検討されていただければ、より目標に沿うのではないかと思つておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。終わります。